

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム

構築業務プロポーザル

福岡県新宮町

令和7年4月11日

目次

総則3 ページ

プロポーザル実施要項6 ページ

プロポーザル提案書等作成要領 13 ページ

特記仕様書 15 ページ

審査基準(概略版) 22 ページ

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務

に係る総則

新宮町

1 総則

本業務は、地方公営企業法の一部法適用となった簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業を含めた公営企業の4会計を運営する上で効果的かつ効率的なシステムの構築を図ることとする。

2 目的

本プロポーザルは、DXの推進及び働き方改革を踏まえた効率的な業務運営を図ること、また、利用者の利便性と経営の効率化のため、上下水道料金システム及び公営企業会計システムの再構築を目指す。

プロポーザルにおいて、書類審査及びヒアリング審査を実施し、優先交渉権者と次点交渉権者を決定する。

3 業務の概要

本業務は、プライベートクラウド又はLGWAN-ASPに対応したクラウド型システムである新システムの構築及び現行システムからのデータ移行など、関連する業務を包括的に実施するものである。新システムのインストール及びネットワークの構築は庁舎内で使用する端末に行うこと。

各システムで手配するライセンス数は10ライセンスとする。

4 構築必須項目

(1) 上下水道料金システム(料金改定シミュレーション機能を含む)

ア 上下水道料金基本システム

イ 検針システム

ウ スマートメーター検針情報連携システム(データ取込機能の開発)

(2) 公営企業会計システム(決算処理、消費税計算などの機能を含む)

ア 会計基本システム

イ 予算編成システム

ウ 固定資産管理システム

5 機能向上項目

(1) 上下水道料金システム

ア 検針情報閲覧システム

イ eLTAX連携システム

ウ 給水工事受付システム

エ 排水工事受付システム

(2) 公営企業会計システム

ア 企業債管理システム

- イ 財政計画システム
- ウ 決算統計システム
- エ 受益者負担金システム(COKAS-R/ADⅡ)との会計仕訳連携
- オ 電子決裁機能
- カ 工事台帳システム
- キ 貯蔵品管理システム
- ク 契約管理システム

6 関連業務

- (1) 検針機器の調達(検針用スマートフォン 5 台、ハンディプリンタ 5 台)
- (2) データ移行
- (3) システム動作テスト
- (4) 収納代行事業者等との伝送テスト
- (5) 操作説明資料の作成及び操作説明会の実施
- (6) システム保守業務(機器を含む)
- (7) 本稼働後の予算・決算時の対面業務サポート※

※税理士法第 2 条第 1 項各号に規定する税務相談に該当しない業務サポートに限り、見積金額に含めること。

7 システム構築の考え方

システムはプライベートクラウド又は LGWAN-ASP 方式とし、受託者が用意するデータセンターに設置したサーバへ、新宮町上下水道課職員(以下「職員」とする。)がアクセスしてシステムを利用する。

なお、「4 構築必須項目」は必ず構築するものとし、「5 機能向上項目」全て又は一部を本プロポーザルにおいて追加提案する場合は加点項目として取り扱い、「P.8“9 提案上限額に定めるシステム構築費”」を上限とする。

データセンターは、災害時等にも業務が停止することがないように万全な災害対策がなされているものとする。

災害時にも業務を継続できるようデータをバックアップする仕組みを備え、日次バックアップデータは 7 世代保持され、考えうる障害に備えられていることとする。

検針機器の調達においては、検針器本体(スマートフォン)の充電器、防護ケース、保護フィルム、モバイルプリンター等運用上必要な付属品を見積金額に含め、ただし、経年劣化による交換品は必要に応じて別途清算とする。

また、検針器本体は、防水・防塵・防護対策が備わっているか、付属品により対策できるものを選定する。

システムは、受託者が 365 日 24 時間体制で運用及び監視を行い、障害や事故等が発生した際には、即座に対応できる体制を確立したものとする。

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務に係る

プロポーザル実施要項

新宮町

I 一般事項

1 事業名:新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務

2 募集方式:公募型

3 主催者:新宮町

4 事務局:〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

新宮町 上下水道課

電話 092-963-1736

ファクシミリ 092-941-2682

Email suidou@town.shingu.fukuoka.jp

5 業務内容:上下水道料金システム及び公営企業会計システムの更新

検針業務用機器の更新

6 参加資格(参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。)

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。

(2) 公営企業会計システム

ア 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)において、第2条第2項に規定する暴力団員(以下暴力団という。)でない者。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人でないこと。

ウ 暴力団員が実質的に運営している法人等でないこと。

エ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用する法人でないこと。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与する法人でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する法人でないこと。

(3) 当業務の契約までの間に、会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 公告日の5年前までに、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 自治体から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 過去1年間の法人税、消費税等租税を完納していること。

(7) 本業務と同規模以上の契約を過去5年間で1回以上締結していること。

(8) 提案するシステムは、水道標準プラットフォーム(2020年3月経済産業省)の趣旨に則り、水道関連事務システムの標準化が可能なシステムであること。

(9) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

7 失格要因

- (1) 提出期限内に書類の提出がない場合
- (2) 参加者資格・参加条件を満たさない者
- (3) 虚偽の記載があると認められる場合
- (4) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
- (5) 記載すべき事項以外の内容(参加者が特定できる表現等)の記載がされている場合

8 業務委託内容

特記仕様書のとおり。詳細は「新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務特記仕様書」を確認のこと。

9 提案上限額

上記の業務に関する予定価格は、次のとおりとする。

システム構築費：39,600,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

システム使用料：66,210,000 円(5年間)、(消費税及び地方消費税を含む)

10 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

11 日程

公告日	令和7年4月11日(金)
実施要領	HP公開期間 令和7年4月11日(金)~令和7年6月6日(金)
質問書	提出期限 令和7年5月9日(金)12:00(電子メール又はファクシミリ)注1
回答書	回答日 令和7年5月16日(金)17:00(電子メール)
参加表明書	提出期限 令和7年6月6日(金)15:00(窓口提出又は郵送)
企画提案書	提出期限 令和7年6月13日(金)15:00(窓口提出又は郵送)
1次審査	書類審査日 非公開注2
審査結果通知	通知日 令和7年6月20日(電子メール)
2次審査	審査日 令和7年6月27日(金)9:00~(予定)
審査結果通知	ホームページ公開 令和7年7月11日(金)(予定)
契約関連協議	協議期間 令和7年7月14日(月)~7月31日(木)
契約	締結日 令和7年8月8日(金)(予定)

注1 電子メール及びファクシミリ送信後、事務局へ受信確認の電話をすること。電子メールで質問書を提出する場合は、「件名:新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務に係る質問書」とし、指定様式で提出すること。

注2 書類審査通過企業のみヒアリング審査を実施し、書類審査終了後速やかに通過者へ通知する。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書等に係る質問に限定し、その他の事項に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 優先交渉権者は契約保証又は履行保険証を付して令和7年8月8日(金)(予定)までに契約を締結すること。
- (3) 契約保証金額は、委託契約金額の10分の1以上とする。
- (4) 契約には、「談合等その他の不正行為に係る特約条項」及び「個人情報の保護に係る特記事項」を付して契約を締結する。
- (5) 記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本町に照会すること。
- (6) 郵送に関する問合せについては一切対応できません。「追跡サービス」等で確認すること。その結果、未着の原因が郵送事業者の責めによるものにより配達されなかったものであることが期限の前日(休日を挟む場合はその前日)迄に判明した場合に限り期限等を延長する。

II 提出書類

プロポーザルに際し、各々定められた期限までに必要な書類等を提出すること。

1 質問書（様式4）

- (1) 提出方法 提出期限までに事務局宛に電子メール又はファクシミリで送る。
- (2) 提出場所 新宮町 上下水道課
- (3) 提出期限 令和7年5月9日(金)12:00まで
- (4) 提出部数 1部
- (5) 留意事項 電子メール又はファクシミリ送信後、受信確認の電話をすること。
- (6) 回 答 参加者全員にメールで回答する。

2 参加表明書（様式1及び様式2並びに様式3）

- (1) 提出方法 提出期限までに窓口提出又は郵送とする。郵送の場合、期限必着とする。
- (2) 提出宛名 〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
新宮町 上下水道課 行
「水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務 参加表明書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出期限 令和7年6月6日(金)15:00まで
- (4) 提出部数 1部
- (5) 留意事項 受理後、記載された社名に関して特別な理由がない限り変更できない。

3 機能要件書及び企画提案書並びに見積書（様式5及び様式6並びに任意様式）

- (1) 提出方法 提出期限までに窓口提出又は郵送とする。郵送の場合、期限必着とする。
- (2) 提出宛名 〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
新宮町 上下水道課 行
「水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務 企画提案書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出期限 令和7年6月13日(金)15:00まで
- (4) 提出部数 2部(社名あり1部、社名なし1部データ形式でCD-R等に格納)
- (5) 留意事項 受理後の提案書の追加及び修正は認めない。
受理した書類の一切は返却しない。企画提案書データはタブレット端末で使用できる拡張子とし、PDFやPowerPointを推奨する。見積書は、次の項目ごとに作成すること。各システムの構築費用(注)パッケージ価格、カスタマイズ費用、追加提案項目費用を明記すること。各システムの使用料(保守費用を含む)注)使用料については、60か月分とし、1か月単価及びライセンス単価を記載すること。

III 審査方法及び審査結果の発表

1 審査

候補者の選定にかかる審査は、新宮町が別に定める委員により組織された「新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が実施する。

2 審査委員

審査委員は、新宮町長が委嘱する次に掲げるもの。

- (1) 副町長
- (2) 上下水道課長
- (3) 上下水道課長補佐
- (4) 上下水道課庶務担当主幹
- (5) 料金及び会計業務経験者

3 審査

本プロポーザルの審査方法は 2 段階方式とし、参加を表明した参加者に対して書類審査を実施し、通過者に対して個別に 2 次審査を実施する。

なお、提出された【様式 5】システム機能要件書、【様式 6】企画提案書及び見積書を審査委員会において採点方式により審査する。

優先交渉者及び点交渉権者の決定は、書類審査及びヒアリング審査の結果を総合的に評価し、最も点数が大きい者に決定する。

複数の参加者で採点結果が同点となった場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、次点に安価な者を次点交渉権者とする。

また、優先交渉者と契約の合意に至らなかった場合や失格となった場合は、次点交渉権者と交渉を行うものとする。（次点交渉権者以降の場合も同様とする。）

4 1 次審査（書類審査）

1 次審査では、提出された【様式 2～5】及び見積書を事務局にて書面審査を行い、1 次審査の通過者を決定する。

なお、1 次審査の可否については、参加表明者全員に通知する。

また、1 次審査不通過の通知を受けた者は、通知日翌日から起算して 5 日以内（土日祝は除く。）に書面により説明を求めることができる。説明を求められた場合は、速やかに書面にて説明を行う。

5 2 次審査（ヒアリング審査）

2 次審査では次の事項に注意してプレゼンテーションを行うこと

- (1) プレゼンテーションの時間は 50 分以内とする。
- (2) デモンストレーションの時間は 20 分以内とする。

- (3) 質疑応答の時間は 10 分以内とする。
- (4) プレゼンテーションで使用できる機材は、モニター、モニター接続器 (HDMI、USB、Type-C 接続のもの) とし、その他に必要な機材は参加者にて準備すること。
- (5) プレゼンテーションは非公開とする。

6 2次審査結果の発表

審査結果 新宮町ホームページに掲載する。

IV その他

1 プロポーザル提案書の無効について

以下の条件の 1 つ以上に該当する場合は無効とする。

- (1) 実施要項及び作成要領に示された条件に合致しないもの。
- (2) 様式に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの及び記載事項以外が記載されているもの。
- (3) 提出書類に故意に参加者 (社名等) が判別できるもの。(様式に記入指定がある場合はこの限りでない)
- (4) 様式が提案書等作成要領書に合致しないもの。
- (5) 本プロポーザルに関して、審査員等と接触したもの。
- (6) 2次審査に正当な理由なく欠席したもの。
- (7) 見積書の金額が予定価格を超過したもの。

2 プロポーザル参加に係る費用について

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 参加表明書提出後に辞退する場合は、任意様式の書面にて申し出ることとし、辞退後の再応募はいかなる理由があっても認めない。

4 参加表明書は本プロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務
に係るプロポーザルに係る提案書等作成要領

新宮町

I 様式

各過程において、各種様式に代表者氏名等の必須項目を記入、押印の上、提出すること。

1 参加表明書提出時

用紙は全てA4 判タテとする。

様式 1 参加表明書

・必要事項を記入し、参加者名及び担当者名等を明記すること。

様式 2 会社概要書

・資格証などの写しを添付すること。

様式 3 業務履行実績

・業務実績を証明する書面を添付すること。

2 企画提案書提出時

様式 5 機能要件確認書

・構築するシステムに必須な機能を保有していることを証明するため、必要事項を記載し提出する。

(正本 1 部、データ 2 部 社名あり 1 部、社名なし 1 部)

※Excel データで CD-R 等に格納すること。

様式 6 企画提案書 表紙

・必要事項を記入し、参加者名及び担当者名を明記すること。

(正本 1 部、データ 2 部 社名あり 1 部、社名なし 1 部)

企画提案書(任意様式)

・PDF や PowerPoint などタブレット端末で使用可能な拡張子で CD-R 等に格納して提出すること。

(1) 文字は 10.5 ポイント以上を用いる。

(2) 企画提案書は、システムに含まれるシステム及び機能ごと(P.4~5に記載する項目)に 5 ページ程度で作成し、最大 70 ページにまとめて作成すること。

(3) 視覚的表現については、文章を補完するために必要な範囲においてのみ認める。

(4) 将来的に拡張予定の機能についても内容に含めることを認める。

3 質疑書の様式などについて

様式 6 質問書

・用紙はすべて A4 判タテとする。

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務

特記仕様書

新宮町

特記仕様書

1 総則

本仕様書は、新宮町（以下「本町」という。）の上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務（以下「本業務」という。）に適用する。ただし、仕様書に記載なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合には、遅延なく本町と協議の上決定するものとする。

2 業務概要

委託業務名 新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務

契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

業務の範囲

- (1) 上下水道料金システムの構築業務（カスタマイズプログラムの作成を含む）
- (2) 公営企業会計システムの構築業務（カスタマイズプログラムの作成を含む）
- (3) 関連機器の設定業務
- (4) 新システムの拠点間ネットワークの構築業務（新宮町、システムサーバ間）
- (5) 新システムへの旧システムのデータ移行業務
- (6) 新システム利用に係る説明会開催及びマニュアル提供
- (7) 構築業務期間中の運用保守業務（来年度以降は別途契約）

3 契約期間

契約期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。令和 8 年 4 月 1 日から本稼働とするため、契約期間中に十分なテスト期間を設け検証を行うこととする。また、契約期間中の各システムの運用保守は本業務に含める。また、運用保守の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 本システム（パッケージ及び機器の保守を含む）の運用保守業務
- (2) 出力帳票の様式、印字調整
- (3) 金融機関等とのデータ授受、読み取りテスト等、各種調整（コンビニエンスストア収納も含む。）※既設 OCR を利用する。
- (4) その他関連する業務

4 業務管理

- (1) 受注者は、業務方針、体制、工程、管理方法などを記述した「施工計画書」を提出すること。
- (2) 業務の進捗状況などを報告する定例会議を開催すること。
- (3) 会議の「議事録」を作成し、町の確認を受けること。
- (4) 業務の工程及び品質管理をできる体制を整え、体制を報告すること。
- (5) 各担当者の実績及び所有資格を報告すること。
- (6) 総合責任者及び品質管理責任者をそれぞれ選任すること。なお、担当者の兼任もかまわない。

ア 総合責任者は、総合窓口及び業務全般の管理を行う。

イ 品質管理責任者は、本業務において品質確保の管理を行う。

5 構築の条件 ※仕様書作成時点であり、業務期間中に変更又は増減することがある。

(1) クライアント情報

- ア ブラウザ:Microsoft edge
- イ CPU:COREi3
- ウ メモリ:8G
- エ プリンタ:MultiWriter8600
- オ 大量印刷プリンタ:RICOH Pro F2110Y
- カ ネットワーク:既設庁舎内ネットワークを利用

(2) 上下水道料金システム

ア 事業数

事業名
新宮町水道事業(以下「上水」とする。)
新宮町公共下水道事業(以下「下水」とする。)
新宮町簡易水道事業(以下「簡水」とする。)
新宮町相島漁業集落環境整備事業(以下「漁集」とする。)

- イ 給水人口:32,251人(簡水給水人口:218人)
- ウ 給水世帯:13,134世帯(簡水給水世帯:117世帯)
- エ 処理人口:27,800人(漁集処理人口:218人)
- オ 排水戸数:11,497戸(漁集排水:117戸)
- カ 料金体系(予定) ※端数処理は消費税を積算したのちに行う。

現行仕様	月割り計算	端数処理10円未満切り捨て
変更仕様	日割り計算	端数処理1円未満切り捨て

キ 水栓数(開栓/閉栓)

地域	種別	開栓	閉栓	合計
相島以外	上下水併用	10,899件	878件	11,777件
	上水のみ	2,522件	756件	3,278件
	下水のみ	422件	277件	699件
相島	上下水併用	168件	62件	230件
	上水のみ	5件	2件	7件

ク 検針調定サイクル

毎月検針毎月調定	隔月検針隔月調定(奇数月)	隔月検針隔月調定(偶数月)
----------	---------------	---------------

ケ 用途種類

家庭用	営業用	公共用	戸数計算
-----	-----	-----	------

コ 検針地区数:61地区

カ 検針員数:4名

シ メータ番号桁数:10桁(最大)

ス メータ口径:13mm、20mm、25mm、30mm、40mm、50mm、75mm、100mm

セ 収納方法:口座振替、納入通知書(コンビニ収納含む)

ソ 主な外部出力帳票:検針お知らせ票(レシート、はがき、A4)、納付書(通常、口座振替不能、督促状)、催告書、給水停止予告書、給水停止通知書、口座振替済書、口座振替開始通知書、収納済証明書など

タ 主な外部出力帳票発行部数

印刷物名	数量(R5 実績)
納入通知書	10,899 件
口座振替不能通知	2,815 件
督促状	5,299 件
催告書	2,637 件
給水停止予告書	468 件
給水停止通知書	281 件

チ その他処理件数

種別(R5 実績)	上水	下水	簡水	漁集
口座振替件数	125,901 件	109,585 件	1,831 件	1,783 件
不能欠損執行件数	42 件	94 件	12 件	15 件
メータ交換数	1,937 件	55 件	232 件	0 件

ツ 料金計算数式(予定):以下のとおり ※簡水は上水、漁集は下水の計算式を準用する。

現行仕様

上水= $((\text{基本料金} + \text{メータ使用料}) \times \text{料金コード}(0.5 \sim 2.0) + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

下水= $(\text{基本料金} \times \text{料金コード}(0.5 \sim 2.0) + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

変更仕様

上水(日割計算)= $((\text{基本料金} + \text{メータ使用料}) \times \text{使用日数} / 30 \text{ 日} + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

上水(定例調定)= $((\text{基本料金} + \text{メータ使用料}) \times 60 \text{ 日} / 30 \text{ 日} + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

下水(日割り計算)= $(\text{基本料金} \times \text{使用日数} / 30 \text{ 日} + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

下水(定例調定)= $(\text{基本料金} \times 60 \text{ 日} / 30 \text{ 日} + \text{従量料金}) \times \text{消費税}$

※料金コード

開始調定:1~15日に開始した場合はコード0.5

16~31日(月末)に開始した場合はコード1.0

精算調定:検針月の16~31日(月末)に中止した場合はコード0.5

検針翌月の1~15日に中止した場合はコード1.0

検針翌月の16~31日(月末)に中止した場合はコード1.5

検針月の1~15日に中止した場合はコード2.0

テ タ・ツの変更仕様は、将来的な適用を検討しているものであり、本業務における適用については、構築開始前までに決定するものとする。

(2) 公営企業会計システム

ア 会計数

会計名
新宮町水道事業(以下「水道」とする。)
新宮町公共下水道事業(以下「下水」とする。)
新宮町簡易水道事業(以下「簡水」とする。)
新宮町相島漁業集落環境整備事業(以下「漁集」とする。)

イ 支出負担行為(R5実績):水道 67 件、下水 109 件、簡水 21 件、漁集 11 件

ウ 支出伝票(R5実績):水道 603 件、下水 779 件、簡水 152 件、漁集 178 件

エ 調定伝票(R5実績):水道 202 件、下水 178 件、簡水 45 件、漁集 32 件

オ 収入伝票(R5実績):水道 762 件、下水 582 件、簡水 142 件、漁集 128 件

カ 固定資産登録件数(R5末時点)

会計	土地	建物	構築物	機械及び装置	車両及び運搬具	工具・器具及び備品	無形固定資産
水道	47 件	14 件	739 件	203 件	6 件	48 件	2 件
下水	15 件	196 件	1832 件	531 件	4 件	22 件	52 件
簡水	58 件	10 件	50 件	64 件	0 件	0 件	0 件
漁集	4 件	16 件	31 件	81 件	0 件	0 件	0 件

キ 固定資産償却残高(R5末時点)

会計	土地	建物	構築物	
水道	420,708 千円	5,167 千円	3,748,529 千円	
下水	591,717 千円	378,653 千円	10,532,004 千円	
簡水	13,098 千円	4,421 千円	406,046 千円	
漁集	1,755 千円	9,294 千円	93,194 千円	
会計	機械及び装置	車両及び運搬具	工具・器具及び備品	無形固定資産
水道	159,534 千円	84 千円	350 千円	2,948 千円
下水	1,030,970 千円	1,062 千円	211 千円	442,443 千円
簡水	117,615 千円	0 千円	0 千円	0 千円
漁集	64,615 千円	0 千円	0 千円	0 千円

ク 固定資産新規登録件数(R5実績)

会計	土地	建物	構築物	機械及び装置	車両及び運搬具	工具・器具及び備品	無形固定資産
水道	0 件	0 件	11 件	4 件	0 件	0 件	0 件
下水	0 件	0 件	16 件	20 件	1 件	0 件	2 件
簡水	0 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件
漁集	0 件	0 件	0 件	6 件	0 件	0 件	0 件

ケ 企業債(R5 末時点)

会計	借入件数	未償還残高	償還終期	想定借入件数	想定借入先数
水道	27 件	934,013 千円	R36 年	1 件/年	10 カ所
下水	88 件	5,179,143 千円	R36 年	1~2 件/年	10 カ所
簡水	18 件	244,829 千円	R33 年	1 件/年	10 カ所
漁集	8 件	29,259 千円	R28 年	1 件/年	10 カ所

※借入先は、地方公共団体金融機構、財務省理財局、近隣金融機関 8 行を想定している。

コ 入札件数(R5 実績)

会計	工事件数		委託件数		財源
	入札	随契	入札	随契	
水道	11 件	12 件	0 件	6 件	企業債、単費
	随契				
下水	11 件	33 件	6 件	25 件	国庫補助金、企業債、受益者負担金、単費
	随契				
簡水	1 件	1 件	0 件	1 件	国庫補助金、企業債、単費
	随契				
漁集	0 件	8 件	0 件	4 件	国庫補助金、企業債、単費
	随契				

サ 予算科目:別紙のとおり

シ 勘定科目:別紙のとおり

ス 資金科目:別紙のとおり

セ 支払方法マスタ数:8 個

ソ 金融機関数:53 行

タ 登録債権者数:984 件

チ 専決処分:規則に定めるとおり

ツ 管種マスタ:12 種

テ 口径マスタ:13 種

6 本業務の仕様

- (1) システムはプライベートクラウド又はLGWAN-ASP方式とし、受託者が用意するデータセンターに設置したサーバへ、アクセスしてシステムを利用する。
- (2) システム運用のための初期詳細設計、登録、既存システムからデータを移行する。
- (3) 会計管理者との連携は、既存の方法を踏襲するものとし、一部運用及び機器などの変更が必要な場合は、変更に係る費用は受託者が負担するものとする。
- (4) 外部に提出する帳票についてはインボイス制度に対応可能な帳票であること。(適用する帳票については、契約後に協議する。)
- (5) スマートメーター検針情報データを取り込むことができること。
- (6) その他付帯作業(システム操作研修、マニュアル作成等)を行い、業務運営に支障がないよう対策すること。また、システム稼働に対する相談・質問に真摯に対応すること。

- (7) 上下水道料金システムにおいては、上下水道料金調定業務及び滞納管理業務等を一体的に行い、詳細は「様式 5 システム機能要件書(料金システム)」の内容を基本とする。
- (8) 公営企業会計システムにおいては、財務会計機能及び公会計機能等を一体的に行い、詳細は「様式 5 システム機能要件書(会計システム)」の内容を基本とする。
- (9) 納付書、督促状及び口座振替依頼データについては、現行システムと同様にレイアウト等をカスタマイズすること。
- (10) 上下水道料金システムと公営企業会計システムは調定・収納等のデータ連携が可能であること。
- (11) 現行システムで出力した納付書の収納情報(コンビニ収納及び OCR)や口座振替情報を上下水道料金システムで消込できること。
- (12) システムは、新宮町以外(サポート環境を除く。)からのアクセスを不可能とする。
- (13) 本特記仕様書に記載されていない事項は、発注者と協議の上決定する。

7 業務仕様協議

目標とするシステムを共有・明確にするため、契約後にシステム構築に係る業務仕様協議(以下「仕様協議」とする。)を行うこと。なお、仕様協議の中で追加となるシステム及びカスタマイズが発生した場合は、予定価格を上限として契約額を決定する。

8 システムの拡張性

将来において、高い機能性と効果的な操作ができるよう水栓数や収納方法などが増減した場合、カスタマイズを行うことなく追加・変更が容易にできるなど拡張性を有する者とする。ただし、金融機関などの外部機関と調整が必要な項目は除く。

9 提出書類

受託者は、業務の契約・着手に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 契約保証金の納付又は履行保険証(契約額の 10%以上)
- (2) 着手届
- (3) 配置技術者表(配置技術者の実績及び資格も記載すること。)
- (4) 施工計画書
- (5) その他必要な書類

10 成果品の審査及び受け渡し

受託者は、業務完了時に本町の検査を受けなければならない。検査に合格後、成果品一式を引き渡し、業務の完了とする。また、成果品については、上下水道課と協議の上作成する。

11 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本町に照会し、本町の意図を十分に理解し業務を行うものとする。

新宮町上下水道料金システム及び公営企業会計システム構築業務
審査基準(概略版)

新宮町

審査基準(概略版)

1 書類審査

- (1) 参加資格を有しているか
- (2) 提出書類に虚偽報告などがないか
- (3) 記載すべき事項に不備がないか
- (4) 参加者が特定できる表現となっていないか
- (5) 提案上限額を超過していないか
- (6) 「様式 5」システム機能要件書の加点審査

2 システム構築費用(価格点)

- (1) 最安値:2点
- (2) 次点:1点
- (3) 以降:0点

3 ヒアリング審査

- (1) 操作性について
- (2) 業務サポートについて
- (3) 追加提案システム又は機能について
 - ア 提案項目数につき加点
 - イ 効果的かつ効率的な運営が可能となるか。